安全性優良事業所表彰における鹿児島運輸支局長表彰取扱要領

平成２６年７月１４日　九運鹿達第３５号

　安全性優良事業所表彰については、平成２６年３月３１日付け国自貨第１４６号による「安全性優良事業所表彰規程」及び平成２６年３月３１日付け国自貨第１４７号による「安全性優良事業所表彰における地方運輸局長表彰の取扱規程」、「運輸支局長表彰の取扱規程」、「取り消しに関する規程」、「実施に係る様式及び記載例等に係る細部取扱について」に定めるほか、この取扱要領に定めるところによる。

（目的）

第１条　この規程は、「貨物自動車運送事業の輸送の安全」について、長期間に渡って、安全対策の徹底等により荷主や社会に対し多大な貢献をしている貨物自動車運送事業者の事業所に対する表彰に関し、必要な項目を定めることを目的とする。

（表彰の対象事業所）

第２条　表彰状は、長期間に渡って安全性優良事業所の認定（全国貨物自動車運送適正化事業実施機関（公益社団法人全日本トラック協会）が行う貨物自動車運送事業安全性評価事業による「安全性優良事業所」の認定をいう。）を受け、安全対策等について顕著な功績が認められる事業所について授与する。

（選考基準）

第３条　選考基準は、平成２６年３月３１日付け国自貨第１４７号の「運輸支局長表彰の取扱規程」によるものとする。

（表彰の原則）

第４条　表彰は、運輸支局長が適当であるとした事業所の中から行う。

（表彰状の授与）

第５条　表彰状の授与は、その功績に応じて、鹿児島運輸支局長が行うものとする。

（表彰の時期）

第６条　表彰は原則として毎年１０月に行う。

（表彰の手続き等）

第７条　運輸支局長は、表彰に該当するものがあると認めたときは、「実施に係る様式及び記載例等に係る細部取扱い」に定める書類を、毎年７月末日までに提出させるものとし、申請者数を運輸局へ報告するものとする。また、８月末までに候補者名を送付するものとする。

（審査会）

第８条　表彰については、公正かつ適切に実施するため、鹿児島運輸支局に安全性優良事業所表彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会は、会長・委員及び幹事で構成し、次に掲げる職員を持って充てる。

　　　会　長　　支局長

　　　委　員　　次　長

　　　　　　　　首席運輸企画専門官（総務企画担当）

　　　　　　　　首席陸運技術専門官（検査整備保安担当）

　　　　　　　　首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

　　　幹　事　　運輸企画専門官（輸送・監査担当）

（表彰状の様式）

第９条　表彰は、別紙様式とする。

（表彰の取り消し）

第１０条　平成２６年３月３１日付け国自貨第１４７号の安全性優良事業所表彰に係る「取り消しに関する規程」に該当する場合は、表彰を取り消すことができるものとする。

附則

１．この要領は、平成２６年７月１４日から施行する。

　　なお、平成２６年度に限り、第６条中「１０月」を「１１月」に、第７条中「７月末日までに提出させるもの」を「８月末日までに提出させるもの」に、「８月末までに候補者名を送付する」を「９月末までに候補者名を送付する」にそれぞれ読み替えるものとする。